

令和6年

第1回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和6年1月15日
午前9時30分

場所 仁木町役場 「委員会室」

令和6年第1回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和6年1月15日(月) 午前9時30分 開議

(第1日)

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	報告第1号	令和5年度仁木町学校給食第2学期末監査に関する件
日程第 5	報告第2号	仁木町青少年問題協議会委員の推薦に関する件
日程第 6	議案第1号	仁木町立学校職員の自家用車の公用使用に関する取扱要綱の一部改正に関する件
日程第 7	議案第2号	令和6年度全国学力・学習状況調査に関する件
日程第 8	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和5年12月5日（火）～令和6年1月15日（月）

1 仁木町民スキー場に係る打ち合わせ

令和5年12月5日（火）役場会議室1

＝概 要＝

- 内 容 仁木町民スキー場のゲレンデ内の立木伐採打ち合わせ
- 参加者 仁木スキー連盟（4人）、教育長、教育次長、生涯学習係長、設計コンサル（2人）

2 コンサドーレ北海道キャラバン

令和5年12月6日（水）銀山小学校、仁木小学校

＝概 要＝

- 来町選手 コンサドーレ札幌 菅野孝憲選手（ゴールキーパー）
- 銀山小学校 選手紹介、挨拶、質問コーナー、リフティング披露、ミニゲーム、記念撮影
- 仁木小学校 自己紹介、給食、ミニゲーム、質問コーナー、記念撮影
- 表敬訪問 対応者 副町長、教育長

3 仁木小学校（高学年）授業参観

令和5年12月6日（水）仁木小学校

＝概 要＝

- 5年生～算 数（木村教諭）
- 6年生～外国語（山内教諭）

4 仁木小学校（中学年）授業参観

令和5年12月8日（金）仁木小学校

＝概 要＝

- 3年生～算 数（八柳教諭）
- 4年生～理 科（三田教諭、松林教諭、打矢支援員）

5 スポーツ×イングリッシュ事業

令和5年12月9日（土）仁木小学校

＝概 要＝

- 内 容 バスケットボールをやりながら実践英語に触れあう事業
- 講 師 松田綱季選手（ABAプロバスケット選手）、TAMA（DJ）
- 主 催 仁木町、仁木町教育委員会、（株）松田丸、（株）コンサドール
- 参加者 小中学生 17 人・大人 15 人

6 令和 6 年度仁木町職員採用試験面接（保健師）

令和 5 年 12 月 9 日（土）役場応接室

＝概 要＝

- 令和 6 年 4 月 1 日採用仁木町職員（保健師）面接試験
- 面接官 副町長、教育長、福祉課参事
- 受験者 2 人
- 内定者 2 人

7 令和 5 年度銀山地区小中一貫教育全体研修

令和 5 年 12 月 11 日（月）銀山中学校体育館

＝概 要＝

- 講 演 後志教育局 義務教育指導監
- 講 話 義務教育学校の開設に向けて

～未来を生きる子どもたちに必要な資質・能力を踏まえ、

「1つになる」ための熟議を～

- 参加者 銀山小学校教職員、銀山中学校教職員、教育長など

8 令和 5 年第 4 回仁木町議会定例会

令和 5 年 12 月 21 日（木） 議会議場

＝概 要＝

- 報告 2 件・ 令和 4 年度各会計決算特別委員会審査報告～すべて認定
陳情審査報告書（風力発電関係）～不採択
- 議案 12 件・ 補正予算 4 件（一般会計ほか 3 件） 可決
 - ・ 条例改正 6 件（報酬及び費用弁償条例 ほか） 可決
 - ・ 条例制定 1 件（簡易水道設置） 可決
- 諮問 1 件・ 人権擁護委員 適任答申
- 意見書 1 件・ 食料自給率向上 可決
- 決議案 1 件・ パレスチナとイスラエルの休戦を求める決議 可決

○ 一般質問（5人～5件）

佐藤議員 ・ 合葬墓についての意向調査を

野崎議員 ・ 畑地化促進事業のその先は

山内議員 ・ （仮）古平・余市ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に対する見解は

前田議員 ・ 仁木町すこやか子育て支援センターの建設後について

上村議員 ・ 給食費の無料化について

9 ボランティア団体「絆」感謝状贈呈式

令和5年12月27日（水）教育長室

＝概要＝

○ ボランティア団体「絆」の活動休止に係る感謝状の贈呈

○ 来訪者 ボランティア団体「絆」代表 ほか1人

○ 対応者 教育長、生涯学習係長

10 辞令交付式

令和5年12月29日（金）町長室

＝概要＝

○ 令和5年12月31日付け退職者辞令交付

11 全国大会優勝報告

令和5年12月29日（金）町長室

＝概要＝

○ 大会名 第14回西日本選抜女子学童野球岡山大会優勝報告

○ 優勝 北海道スノーホワイト（北海道選抜チーム）

○ 報告者 仁木小学校6年生女子児童及び保護者

○ 対応者 町長、教育長

12 令和5年町民センター舞台納め式

令和5年12月29日（金）町民センター多目的文化ホール

＝概要＝

○ 舞台納め式

○ 出席者 町長、副町長、教育長、次長、生涯学習係

13 仕事納め挨拶

令和5年12月29日(金)庁内全部署

=概要=

- 仕事納めに係る各課への慰労挨拶
- 町長、副町長、教育長

14 令和6年仁木町はたちの集い

令和6年1月7日(日) 町民センター多目的文化ホール

=概要=

- 開式のことば、国歌斉唱、新二十歳紹介(17人)、式辞(教育長)、新二十歳代表宣誓、祝辞(町長)、来賓紹介(町長、議長)祝文・祝電披露、記念品披露、アトラクション(若鮎太鼓郷土芸能保存会、仁木フルーツ合唱団)、お礼のことば、閉式のことば ※終了後、記念撮影

15 仕事始め町長訓示

令和6年1月9日(火)町民センター交流ホール

=概要=

- 令和6年仕事始めに当っての町長訓示

16 辞令交付式

令和6年1月9日(火)町長室

=概要=

- 令和6年1月1日付け人事異動に伴う辞令交付(住民環境課主幹)

17 辞令交付式

令和6年1月10日(水)町長室

=概要=

- 令和6年1月1日付け人事異動に伴う辞令交付(総務課職員係主査)

18 令和6年度教職員人事協議

令和6年1月10日(水)教育長室

=概要=

- 令和6年4月1日付け人事異動に伴う人事協議（校長職）
- 相手方 後志教育局長

19 仁木町議会全員協議会

令和6年1月11日（木）議会委員会室

＝概 要＝

- 物価高騰対応支援地方創生臨時交付金に対する件
（教育委員会関係）
 - ・ 町内小中学校に係る燃料高騰分 1,120 千円
 - ・ 学用品費等（準要保護世帯）高騰分 2,231 千円

日程第 4

報告第 1 号

令和 5 年度仁木町学校給食第 2 学期末監査に関する件について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和 6 年 1 月 1 5 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

監 査 報 告 書

(令和5年度第2学期末)

日 時 令和5年12月26日(火) 13:30~14:00
令和6年1月10日(水) 13:30~14:00

場 所 仁木町学校給食共同調理場 事務室


立 会 者 係長 赤石哲明

監査内容 ○ 各関係書類全般監査内容
○ 各関係証拠書類

所 見 ○ 各関係書類は適正に整理されている。
○ 収支全体を通じて適正であることを確認する。
○ 食品の購入、在庫状況は極めて良好適切である。

令和5年12月26日

監 事

婦 帯 隆 

令和6年1月10日

監 事

五十嵐 寧 

令和5年度仁木町学校給食
第2学期末食品在庫棚卸高


金額 65,295 円

(消費税込み)

別紙のとおり相違ないことを確認します。

令和5年12月26日

監事

婦 野 隆 

令和6年1月10日

監事

五 十 嵐 

令和5年度
仁木町学校給食会計第2学期末監査

日 時 令和5年12月26日(火)

午後1時30分～

令和6年1月10日(水)

午後1時30分～

場 所 仁木町学校給食共同調理場 事務室

仁木町学校給食共同調理場

令和5年度 仁木町学校給食会計第2学期末監査

令和5年12月26日 現在

令和5年度仁木町学校給食会計収支一覧表

【収入の部】

4月分	1,272,126 円	繰越金61,006円を含む
5月分	1,214,467 円	
6月分	1,243,277 円	
7月分	12,400,298 円	補助金11,123,177円(仁木町)
8月分	1,209,340 円	
9月分	1,223,318 円	利息18円を含む
10月分	1,235,614 円	
11月分	1,246,411 円	
12月分	円	
1月分	円	
2月分	円	
3月分	円	
21,044,851 円		

【支出の部】

4月分	1,967,393 円	町外業者	1,554,479 円	町内業者	412,914 円
5月分	2,479,369 円	町外業者	1,985,510 円	町内業者	493,859 円
6月分	2,822,436 円	町外業者	2,191,578 円	町内業者	630,858 円
7月分	1,913,702 円	町外業者	1,562,463 円	町内業者	351,239 円
8月分	1,287,468 円	町外業者	1,001,693 円	町内業者	285,775 円
9月分	2,534,504 円	町外業者	2,014,691 円	町内業者	519,813 円
10月分	2,684,926 円	町外業者	2,125,211 円	町内業者	559,715 円
11月分	2,569,139 円	町外業者	2,062,030 円	町内業者	507,109 円
12月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円
1月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円
2月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円
3月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円
18,258,937 円		町外業者	14,497,655 円	町内業者	3,761,282 円

【通帳残高】

収入 21,044,851 円 - 支出 18,258,937 円
 = 2,785,914 円(通帳残高)

令和5年度仁木町学校給食会計収支一覽内訳表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	合計
仁木小学校	86,211	86,211	86,676	92,082	91,200	91,200	91,200	100,136					724,916	724,916
福山小学校	162,096	147,343	161,406	161,406	152,096	152,096	152,096	152,096					1,230,635	1,230,635
赤井川小	209,132	209,132	214,424	212,954	209,132	209,132	209,132	209,132					1,682,170	1,682,170
都小学校	128,331	128,331	133,084	133,084	128,331	118,825	118,825	114,072					1,002,883	1,002,883
仁木中学校	96,343	96,343	96,608	111,792	112,131	112,131	112,470	119,825					851,644	851,644
福山中学校	224,721	215,799	219,579	225,060	228,111	232,575	225,060	227,094					1,797,993	1,797,993
赤井川中学校	263,088	259,923	252,126	246,645	256,815	246,645	252,126	252,126					2,029,494	2,029,494
主要保額(仁木)													0	0
(その他) ※赤井川分は 各板に含む													0	0
A.L.T.支援員等(仁木)	1,944	5,064	4,770	43,329	2,442	1,356	1,695	1,176					61,776	61,776
茨城県教育委員会 委託(赤井川)	6,918	8,727	8,772	6,240	4,082	8,184	8,298	14,019					65,250	127,026
調理補助員	42,336	54,380	59,976	41,160	24,990	51,166	57,330	55,566					366,904	366,904
学校給食(小学)			3,822	294				2,940					7,056	7,056
茨城県関係(中学) 以外の給食			2,034	1,017									3,051	21,255
(町村議会・教育委員会)		3,210		2,058			2,352	3,528					11,148	
繰越金	61,006												61,006	61,006
過年度収入													0	0
雑入							5,030	700					5,730	5,748
預金利息													18	18
補助金				11,123,177									11,123,177	11,123,177
A.収入額合計	1,272,126	1,214,467	1,243,277	12,400,298	1,209,340	1,223,318	1,235,614	1,248,411	0	0	0	0	21,044,851	21,044,851
B.収入額累計	1,272,126	2,486,593	3,729,870	16,130,168	17,339,508	18,562,826	19,798,440	21,044,851	21,044,851	21,044,851	21,044,851	21,044,851	21,044,851	21,044,851
(食料費 町外費等)	1,554,479	1,885,510	2,191,578	1,562,463	1,001,893	2,014,891	2,125,211	2,082,030					14,497,655	14,497,655
(食料費 町内費等)	412,914	493,859	630,858	351,239	285,775	519,813	559,715	507,109					3,761,282	3,761,282
C.支出額合計	1,967,393	2,479,369	2,822,436	1,913,702	1,287,468	2,534,504	2,684,926	2,569,139	0	0	0	0	18,258,937	18,258,937
D.支出額累計	1,967,393	4,446,762	7,269,198	9,182,900	10,470,368	13,004,872	15,689,798	18,258,937	18,258,937	18,258,937	18,258,937	18,258,937	18,258,937	18,258,937
													累計の差額(B-D)	2,785,914

令和5年度仁木町学校給食会計物資購入一覽表(町外)

区分	業者名	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計	
主食	札幌														
	学校給食(米飯)	276,625	322,320	371,233	260,418	169,601	392,745	334,160	343,229					2,410,331	
	(代)	94,171	150,372	101,897	90,543	59,352	120,376	148,132	115,539					880,482	
	(代)	0	0	0	0	0	0	0	0					0	
	小樽														
	平野商店(代)	0	0	0	0	0	0	0	0					0	
	(米飯)	0	0	0	0	0	0	0	0					0	
	阿部製麺(麺)	39,744	34,454	53,870	11,615	19,875	38,531	56,890	57,128						312,107
	トワニ(代)	0	8,424	9,828	9,828	8,424	8,424	8,424	8,424						63,180
	主食費小計	410,540	515,570	536,928	372,404	257,252	500,076	549,010	524,320	0	0	0	0	0	3,666,100
副食	札幌														
	規格外加工費	19,769	29,256	22,523	14,993	8,503	22,306	31,198	19,228					167,776	
	(米飯加工費)	0	0	0	0	0	0	0	0					0	
	阿部製麺(麺加工費)	0	0	0	0	0	0	0	0					0	
	小樽														
	規格外加工費小計	19,769	29,256	22,523	14,993	8,503	22,306	31,198	19,228	0	0	0	0	167,776	
	学校給食会	234,992	223,992	239,712	162,403	129,243	219,693	228,689	270,768						1,707,492
	給食資材	44,161	55,674	65,539	46,913	21,114	20,595	23,986	67,219						347,201
	コープ食品	35,407	27,086	98,793	109,139	2,262	104,583	159,165	60,891						597,326
	トワニ	343,165	568,872	514,823	364,238	222,340	485,297	439,526	390,498						3,328,559
余市															
南北海道ヤクルト販売	21,462	0	0	0	0	0	21,306	21,203	43,582					107,553	
二一食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	
福原豆腐店	127,267	110,452	116,910	52,952	56,182	83,916	109,307	144,290						801,276	
かかしち精肉店	172,013	185,953	285,504	268,660	176,040	323,644	303,276	294,600						2,009,680	
成木商店	145,703	268,855	310,846	168,761	128,757	233,275	261,851	246,634						1,764,662	
副食費小計	1,124,170	1,440,684	1,632,127	1,175,066	735,938	1,492,309	1,545,003	1,518,482	0	0	0	0	0	10,663,779	
計	町外主食合計	430,809	544,826	559,451	387,387	265,755	522,382	580,208	543,548					3,833,876	
	町外副食合計	1,124,170	1,440,684	1,632,127	1,175,066	735,938	1,492,309	1,545,003	1,518,482					10,663,779	
	町外合計	1,554,479	1,985,510	2,191,578	1,562,463	1,001,693	2,014,691	2,125,211	2,062,030	0	0	0	0	14,497,655	
	町外累計	1,554,479	3,539,989	5,731,567	7,294,030	8,295,723	10,310,414	12,435,625	14,497,655	14,497,655	14,497,655	14,497,655	14,497,655	14,497,655	14,497,655
	雑費	0	0	0	0	0	0	0	0						0
	公課費	0	0	0	0	0	0	0	0						0
	支出額合計	1,554,479	1,985,510	2,191,578	1,562,463	1,001,693	2,014,691	2,125,211	2,062,030	0	0	0	0	0	14,497,655
	支出額累計	1,554,479	3,539,989	5,731,567	7,294,030	8,295,723	10,310,414	12,435,625	14,497,655	14,497,655	14,497,655	14,497,655	14,497,655	14,497,655	14,497,655

令和5年度仁木町学校給食会計物資購入一覽表(町内)

区分	業者名	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計
主食	栗野商店	0	0	42,374	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42,374
	主食費小計	0	0	42,374	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42,374
	新たなる農協	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	加工費小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
副食	食島乳業	340,403	417,236	464,515	318,250	211,266	423,828	450,900	408,592	0	0	0	0	3,034,990
	牛乳小計	340,403	417,236	464,515	318,250	211,266	423,828	450,900	408,592	0	0	0	0	3,034,990
	栗野商店	72,511	76,323	123,969	32,989	65,005	80,865	108,815	98,517	0	0	0	0	659,994
	新たなる農協	0	0	0	0	9,504	15,120	0	0	0	0	0	0	24,624
計	仁木ファーム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土井商店	0	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300
	副食小計	72,511	76,623	123,969	32,989	74,509	95,985	108,815	98,517	0	0	0	0	683,918
	町内主食合計	0	0	42,374	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42,374
計	町内副食合計	412,914	493,859	588,484	351,239	285,775	519,813	559,715	507,109	0	0	0	0	3,718,908
	町内合計	412,914	493,859	630,858	351,239	285,775	519,813	559,715	507,109	0	0	0	0	3,761,282
	町内累計	412,914	906,773	1,537,631	1,888,870	2,174,645	2,694,458	3,254,173	3,761,282	3,761,282	3,761,282	3,761,282	3,761,282	3,761,282

令和5年度仁木町学校給食会計物資購入一覽表(全体)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
主食	町外主食合計	430,309	544,826	559,451	387,397	265,755	522,382	580,208	543,548	0	0	0	3,833,876
	町内主食小計	0	0	42,374	0	0	0	0	0	0	0	0	42,374
	主食合計	430,309	544,826	601,825	387,397	265,755	522,382	580,208	543,548	0	0	0	3,876,250
	主食累計	430,309	975,135	1,576,960	1,964,357	2,230,112	2,752,494	3,332,702	3,876,250	3,876,250	3,876,250	3,876,250	3,876,250
副食	町外副食合計	1,124,170	1,440,684	1,632,127	1,175,066	735,938	1,492,309	1,545,003	1,518,482	0	0	0	10,663,779
	町内副食小計	412,914	493,859	588,484	351,239	285,775	519,813	559,715	507,109	0	0	0	3,718,908
	副食合計	1,537,084	1,934,543	2,220,611	1,526,305	1,021,713	2,012,122	2,104,718	2,025,591	1,438,267	14,382,687	14,382,687	14,382,687
	副食累計	1,537,084	3,471,627	5,692,238	7,218,543	8,240,256	10,252,378	12,357,096	14,382,687	14,382,687	14,382,687	14,382,687	14,382,687
計	合計	1,967,393	2,479,369	2,822,436	1,913,702	1,287,468	2,534,504	2,684,926	2,569,139	0	0	0	18,258,937
	累計	1,967,393	4,446,762	7,269,198	9,182,900	10,470,368	13,004,872	15,589,798	18,258,937	18,258,937	18,258,937	18,258,937	18,258,937

令和5年度 第2学期末棚卸表

品名	数量	単価(円)	金額(円)	適用
しょうゆ	8本	570	4,560	
中濃ソース	2本	440	880	
清酒	4本	375	1,500	
みりん	2本	530	1,060	
食酢	1本	255	255	
白ワイン	1本	640	640	
赤ワイン	0.5本	640	320	
白だし	2本	1,000	2,000	
ケチャップ	1袋	300	300	
マヨネーズ	1袋	730	730	
ごま油	2本	1,650	3,300	
米サラダ油	3本	900	2,700	
揚げ油	1缶	5,100	5,100	
三温糖	5kg	280	1,400	
食塩	1袋	470	470	
こしょう	2袋	460	920	
和風だし	3袋	1,630	4,890	
中華スープストック	1kg	1,720	1,720	
スープストック	1kg	1,380	1,380	
コンソメ	3袋	450	1,350	
鶏がらだし	1袋	825	825	
スパゲティ	1袋	1,300	1,300	
エクセルマカロニ	0.25袋	1,350	338	
乾燥わかめ	1袋	2,100	2,100	
ベシヤメルソース	1kg	1,710	1,710	
白みそ	1kg	320	320	
白ごま	0.2kg	540	108	
ナムルドレッシング	0.8本	810	648	
かつおだしパック	4P	825	3,300	
糸おかか	1袋	530	530	
干しいたけ	0.3袋	3,800	1,140	
さばのみそ煮	5袋	710	3,550	
しゅうまい	10P	500	5,000	
冷凍ブロッコリー	2P	370	740	
ひじき春巻き	2P	538	1,076	
もも缶	2缶	1,130	2,260	
合計			59,360	

65,295 (消費税込み)

仁木町学校給食会計 現金出納簿

期間 令和5年7月26日 ～ 令和5年12月26日

仁木町学校給食共同調理場

月	日	摘 要	支払金額	収入金額	差引残額	
7	10	令和5年6月分				
		赤井川小学校	0	214,424		
		都小学校	0	133,084		
		赤井川中学校	0	252,126		
		ALTほか	0	14,628		
		計	0	614,262	616,785	
7	10	給食費支援事業補助金	計	0	11,123,177	11,739,962
7	25	令和5年6月分	計	0		
		調理場職員	計	0	59,976	11,799,938
		仁木町支援員(斉藤教諭 6月分)	計	0	4,770	11,804,708
		初任者研修指導監(仁木小 6・7月分)	計	0	2,058	11,806,766
		仁木町支援員(斉藤教諭 7月分)	計	0	3,504	11,810,270
7	28	令和5年6月分				
		仁木小学校(信金入金分)	計	0	399,000	12,209,270
		仁木中学校(信金入金分)	計	0	368,595	12,577,865
7	28	町内業者 令和5年6月分				
		浜野商店	166,343	0		
		倉島乳業	464,515	0		
		計	630,858	0	11,947,007	
		町外業者 令和5年6月分				
		北海道学校給食会	712,942	0		
		北海道給食資材	65,539	0		
		福原宝豆腐店	116,910	0		
		中禰精肉店	285,504	0		
		成木商店	310,846	0		
		阿部製麺	53,870	0		
		コーワ食品	98,793	0		
		トワニ小樽営業所	524,651	0		
		平野商店	22,523	0		
		計	2,191,578	0	9,755,429	
7	28	令和5年6月分				
		仁木小学校(JA入金分)	計	0	125,400	9,880,829
		銀山小学校	計	0	190,120	10,070,949
		仁木中学校(JA入金分)	計	0	105,216	10,176,165
		仁木町ALT(4~7月分)	計	0	39,825	10,215,990

令和5年

No.04

月	日	摘	要	支払金額	収入金額	差引残額
8	10	令和5年7月分				
		赤井川小学校		0	212,954	
		都小学校		0	133,084	
		赤井川中学校		0	246,645	
		ALTほか		0	7,551	
			計	0	600,234	10,816,224
8	29	令和5年7月分				
		仁木中学校(信金入金分)	計	0	98,640	10,914,864
		仁木小学校(信金入金分)	計	0	79,800	10,994,664
		仁木小学校(JA入金分)	計	0	22,836	11,017,500
		銀山小学校	計	0	161,406	11,178,906
		仁木中学校(JA入金分)	計	0	13,152	11,192,058
		銀山中学校	計	0	225,060	11,417,118
		調理場職員	計	0	41,160	11,458,278
8	30	町外業者 令和5年7月分				
		北海道学校給食会		513,364	0	
		北海道給食資材		48,913	0	
		福原宝豆腐店		52,952	0	
		中禰精肉店		268,660	0	
		成木商店		168,761	0	
		阿部製麺		11,615	0	
		コーワ食品		109,139	0	
		トワニ小樽営業所		374,066	0	
		平野商店		14,993	0	
			計	1,562,463	0	9,895,815
		町内業者 令和5年7月分				
		浜野商店		32,989	0	
		倉島乳業		318,250	0	
			計	351,239	0	9,544,576
9	8	令和5年8月分				
		赤井川小学校		0	209,132	
		都小学校		0	128,331	
		赤井川中学校		0	256,815	
		ALTほか		0	4,092	
			計	0	598,370	10,142,946

月	日	摘 要	支払金額	収入金額	差引残額
9	11	利息(信金) 計	0	18	10,142,964
9	14	令和5年8月分	0		
		仁木町支援員(斉藤教諭) 計	0	678	10,143,642
		調理場職員 計	0	24,990	10,168,632
9	14	給食費支援事業補助金に伴う返金 計	2,597,308	0	7,571,324
9	22	令和5年8月分			
		仁木小学校(信金入金分) 計	0	79,800	7,651,124
		仁木中学校(信金入金分) 計	0	98,979	7,750,103
9	25	令和5年8月分			
		仁木小学校(JA入金分) 計	0	11,400	7,761,503
		銀山小学校 計	0	152,096	7,913,599
		仁木中学校(JA入金分) 計	0	13,152	7,926,751
		銀山中学校 計	0	228,111	8,154,862
		初任者研修指導監(仁木小 6・7月分) 計	0	1,764	8,156,626
9	28	町内業者 令和5年8月分			
		浜野商店	65,005	0	
		倉島乳業	211,266	0	
		JA新おたる	9,504	0	
		計	285,775	0	7,870,851
		町外業者 令和5年8月分			
		北海道学校給食会	358,196	0	
		北海道給食資材	21,114	0	
		福原宝豆腐店	56,182	0	
		中禰精肉店	176,040	0	
		成木商店	128,757	0	
		阿部製麺	19,875	0	
		コーワ食品	2,262	0	
		トワニ小樽営業所	230,764	0	
		平野商店	8,503	0	
		計	1,001,693	0	6,869,158
10	10	令和5年9月分			
		赤井川小学校	0	209,132	
		都小学校	0	118,825	
		赤井川中学校	0	246,645	
		ALTほか	0	8,184	
		計	0	582,786	7,451,944

令和5年



No.06

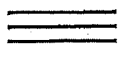
月	日	摘 要	支払金額	収入金額	差引残額
10	20	令和5年9月分	0		
		仁木町支援員(斉藤教諭) 計	0	1,356	7,453,300
		調理場職員 計	0	51,156	7,504,456
10	24	令和5年9月分			
		仁木中学校(信金入金分) 計	0	98,979	7,603,435
		仁木小学校(信金入金分) 計	0	79,800	7,683,235
		銀山中学校 計	0	232,575	7,915,810
		仁木中学校(JA入金分) 計	0	13,152	7,928,962
		銀山小学校 計	0	152,096	8,081,058
		仁木小学校(JA入金分) 計	0	11,400	8,092,458
10	26	町内業者 令和5年9月分			
		浜野商店	80,865	0	
		倉島乳業	423,828	0	
		JA新おたる	15,120	0	
		計	519,813	0	7,572,645
		町外業者 令和5年9月分			
		北海道学校給食会	672,814	0	
		北海道給食資材	20,595	0	
		福原宝豆腐店	83,916	0	
		中禰精肉店	323,644	0	
		成木商店	233,275	0	
		ヤクルト	21,306	0	
		阿部製麺	38,531	0	
		コーワ食品	104,583	0	
		トワニ小樽営業所	493,721	0	
		平野商店	22,306	0	
		計	2,014,691	0	5,557,954
11	10	令和5年10月分			
		赤井川小学校	0	209,132	
		都小学校	0	118,825	
		赤井川中学校	0	252,126	
		ALTほか	0	10,650	
		計	0	590,733	6,148,687

令和5年

No.07

月	日	摘 要	支払金額	収入金額	差引残額
11	22	運営協力金 計	0	5,030	6,153,717
11	22	令和5年10月分			
		調理場職員 計	0	57,330	6,211,047
		仁木町支援員(斉藤教諭) 計	0	1,695	6,212,742
11	27	令和5年10月分			
		仁木中学校(信金入金分) 計	0	99,318	6,312,060
		仁木小学校(信金入金分) 計	0	79,800	6,391,860
		仁木小学校(JA入金分) 計	0	11,400	6,403,260
		銀山小学校(JA入金分) 計	0	152,096	6,555,356
		仁木中学校(JA入金分) 計	0	13,152	6,568,508
		銀山中学校(JA入金分) 計	0	225,060	6,793,568
11	28	町内業者 令和5年10月分			
		浜野商店	108,815	0	
		倉島乳業	450,900	0	
		計	559,715	0	6,233,853
		町外業者 令和5年10月分			
		北海道学校給食会	708,981	0	
		北海道給食資材	23,986	0	
		福原宝豆腐店	109,307	0	
		中禰精肉店	303,276	0	
		成木商店	261,851	0	
		ヤクルト	21,203	0	
		阿部製麺	56,890	0	
		コーワ食品	159,165	0	
		トワニ小樽営業所	449,354	0	
		平野商店	31,198	0	
		計	2,125,211	0	4,108,642
12	8	令和5年11月分			
		赤井川小学校	0	209,132	
		都小学校	0	114,072	
		赤井川中学校	0	252,126	
		ALTほか	0	17,547	
		計	0	592,877	4,701,519

月	日	摘 要	支払金額	収入金額	差引残額
12	18	令和5年11月分			
		仁木町支援員(斉藤教諭) 計	0	1,176	4,702,695
		調理場職員 計	0	55,566	4,758,261
12	18	仁木町給食試食代(12/6コンサル-レ関係) 計	0	2,940	4,761,201
12	18	運営協力金 計	0	700	4,761,901
12	20	令和5年11月分			
		仁木小学校(信金入金分) 計	0	88,736	4,850,637
		仁木中学校(信金入金分) 計	0	100,674	4,951,311
		仁木小学校(JA入金分) 計	0	11,400	4,962,711
		銀山小学校(JA入金分) 計	0	152,096	5,114,807
		仁木中学校(JA入金分) 計	0	13,152	5,127,959
		銀山中学校(JA入金分) 計	0	227,094	5,355,053
12	25	町内業者 令和5年11月分			
		浜野商店	98,517	0	
		倉島乳業	408,592	0	
		計	507,109	0	4,847,944
		町外業者 令和5年10月分			
		北海道学校給食会	729,536	0	
		北海道給食資材	67,219	0	
		福原宝豆腐店	144,290	0	
		中禰精肉店	294,600	0	
		成木商店	246,634	0	
		ヤクルト	43,582	0	
		阿部製麺	57,128	0	
		コーワ食品	60,891	0	
		トワニ小樽営業所	398,922	0	
		平野商店	19,228	0	
		計	2,062,030	0	2,785,914
		令和5年12月26日			
		記載内容に誤りがないことを認めます。			
		監 事 婦 帯 隆 			
		令和6年1月10日			
		監 事 五十嵐 繁 			

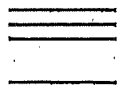


05.06.26	4.5月 仁木中 (信金)		*736,848	¥1,729,369
05.06.26	4.5月 仁木小 (JA)		*240,156	¥1,969,525
05.06.26	4.5月 仁木中 (JA)		*210,528	¥2,180,053
05.06.26	5月 調理場		*54,390	¥2,234,443
05.06.26	5月 斉藤 支援員		*5,064	¥2,239,507
05.06.26	5月 仁木小 初任者指導監		*882	¥2,240,389
05.06.29	6月 銀山中		*241,503	¥2,481,892
05.06.30	町外業者 5月	*1,985,510		¥496,382
05.06.30	町内業者 5月	*493,859		¥2,523
05.07.10	振込 功加 765 6月		*614,262	¥616,785
05.07.10	振込 二軒功加功加功加功加 補助金		*11,123,177	¥11,739,962
05.07.25	6月 調理場		*59,976	¥11,799,938
05.07.25	6月 斎藤 支援員		*4,770	¥11,804,708
05.07.25	6.7月 仁木小 初任者指導監		*2,058	¥11,806,766
05.07.25	7月 斎藤 支援員 / 学級監査		*3,504	¥11,810,270
05.07.28	6月 仁木小 (信金)		*399,000	¥12,209,270
05.07.28	6月 仁木中 (信金)		*368,595	¥12,577,865
05.07.28	町内業者 6月	*630,858		¥11,947,007
05.07.28	町外業者 6月	*2,191,578		¥9,755,429
05.07.28	6月 仁木小 (JA)		*125,400	¥9,880,829
05.07.28	6月 銀山中		*190,120	¥10,070,949
05.07.28	6月 仁木中 (JA)		*105,216	¥10,176,165
05.07.28	仁木町 ALT		*39,825	¥10,215,990
05.08.10	振込 功加 765 7月		*600,234	¥10,816,224

05.08.29	7月 仁本中 (信金)		*98,640	¥10,914,864
05.08.29	7月 仁本小 (信金)		*79,800	¥10,994,664
05.08.29	7月 仁本小 (JA)		*22,836	¥11,017,500
05.08.29	7月 銀山小 (JA)		*161,406	¥11,178,906
05.08.29	7月 仁本中 (JA)		*13,152	¥11,192,058
05.08.29	7月 銀山中 (JA)		*225,060	¥11,417,118
05.08.29	7月 調理場		*41,160	¥11,458,278
05.08.30	町外業者 7月	*1,562,463		¥9,895,815
05.08.30	町内業者 7月	*351,239		¥9,544,576
05.09.08	振込 功働 7月 8月		*598,370	¥10,142,946
05.09.11	利息		*18	¥10,142,964
05.09.14	8月 斉藤支援員		*678	¥10,143,642
05.09.14	8月 調理場		*24,990	¥10,168,632
05.09.14	結食費支援に伴う返金	*2,597,308		¥7,571,324
05.09.22	8月 仁本小 (信金)		*79,800	¥7,651,124
05.09.22	8月 仁本中 (信金)		*98,979	¥7,750,103
05.09.25	8月 仁本小 (JA)		*11,400	¥7,761,503
05.09.25	8月 銀山小 (JA)		*152,096	¥7,913,599
05.09.25	8月 仁本中 (JA)		*13,152	¥7,926,751
05.09.25	8月 銀山中 (JA)		*228,111	¥8,154,862
05.09.25	8月 仁本小 初任者指導員		*1,764	¥8,156,626
05.09.28	町内業者 8月	*285,775		¥7,870,851
05.09.28	町外業者 8月	*1,001,693		¥6,869,158
05.10.10	振込 功働 7月 9月		*582,786	¥7,451,944

05.10.20	9月新築受渡員		*1,356	¥7,453,300
05.10.20	9月調理場		*51,156	¥7,504,456
05.10.24	9月仁木中(信金)		*98,979	¥7,603,435
05.10.24	9月仁木小(信金)		*79,800	¥7,683,235
05.10.24	9月銀山中(JA)		*232,575	¥7,915,810
05.10.24	9月仁木中(JA)		*13,152	¥7,928,962
05.10.24	9月銀山小(JA)		*152,096	¥8,081,058
05.10.24	9月仁木小(JA)		*11,400	¥8,092,458
05.10.26	町内業者9月	*519,813		¥7,572,645
05.10.26	町外業者9月	*2,014,691		¥5,557,954
05.11.10	振込 了力办 965 10月		*590,733	¥6,148,687
05.11.22	運営協和会		*5,030	¥6,153,717
05.11.22	10月調理場		*57,330	¥6,211,047
05.11.22	10月新築受渡員		*1,695	¥6,212,742
05.11.27	10月仁木中(信金)		*99,318	¥6,312,060
05.11.27	10月仁木小(信金)		*79,800	¥6,391,860
05.11.27	10月仁木小(JA)		*11,400	¥6,403,260
05.11.27	10月銀山小(JA)		*152,096	¥6,555,356
05.11.27	10月仁木中(JA)		*13,152	¥6,568,508
05.11.27	10月銀山中(JA)		*225,060	¥6,793,568
05.11.28	町内業者 10月	*559,715		¥6,233,853
05.11.28	町外業者 10月	*2,125,211		¥4,108,642
05.12.08	振込 了力办 965 11月		*592,877	¥4,701,519
05.12.18	11月新築受渡員		*1,176	¥4,702,695

5.12.18 (銀山)



05.12.18	繰越		④	¥4,702,695
05.12.18	//月謝理場	*55,566		¥4,758,261
05.12.18	試食代(仁木町%)	*2,940		¥4,761,201
05.12.18	運賃協定金	*700		¥4,761,901
05.12.20	//月仁木小(信金)	*88,736		¥4,850,637
05.12.20	//月仁木中(信金)	*100,674		¥4,951,311
05.12.20	//月仁木小(JA)	*11,400		¥4,962,711
05.12.20	//月銀山小(JA)	*152,096		¥5,114,807
05.12.20	//月仁木中(JA)	*13,152		¥5,127,959
05.12.20	//月銀山中(JA)	*227,094		¥5,355,053
05.12.25	町内業者//月	*507,109		¥4,847,944
05.12.25	町外業者//月	*2,062,030		¥2,785,914

日程第 5

報告第 2 号

仁木町青少年問題協議会委員の推薦に関する件について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和6年1月15日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

仁 総 号

令和 5年12月13日

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男 様

仁木町長 佐 藤 聖 一 郎



仁木町青少年問題協議会委員の推薦について（ご依頼）

師走の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から青少年の健全育成につきまして、格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴職からご推薦いただきました仁木町青少年問題協議会委員 朝山 綾子 委員が、令和5年12月31日をもって任期満了となっております。

つきましては、引き続き貴職から同協議会委員を推薦していただきたく、よろしく願い申し上げます。

なお、別紙承諾書を同封いたしますので、被推薦者による記名の上、12月28日（木）までに総務課総務係へ提出くださいますよう併せてお願いいたします。

記

- | | | |
|---|--------|--------------|
| 1 | 推薦依頼人数 | 1名 |
| 2 | 任 期 | 自 令和6年 1月 1日 |
| | | 至 令和7年12月31日 |

(総務課総務係)

承 諾 書

仁木町青少年問題協議会委員に任命されることを承諾いたします。

令和 5 年 12 月 28 日

仁 木 町 長 佐 藤 聖 一 郎 様

住 所 仁木町北町1丁目57番地

氏 名 朝山 綾子

日程第 6

議案第 1 号

仁木町立学校職員の自家用車の公用使用に関する取扱要綱の一部改正に
関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 11 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和 6 年 1 月 1 5 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町立学校職員の自家用車の公用使用に関する取扱要綱の一部を改正する要綱

仁木町立学校職員の自家用車の公用使用に関する取扱要綱（平成18年教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものはこれを加える。

改正後	改正前
<p>仁木町立学校職員の自家用車の公用使用に関する取扱要綱 第1条～第3条 略 第4条 略 (1)～(9) 略 (10) 当該職員の運行前の状態を目視等（顔色、呼吸の臭い、応答の声の調子等）での確認及びアルコール検知器（呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するもの。以下「検知器」という。）を用いた確認により酒気を帯びていることが確認された場合 (11) 略 第5条 略 2～7 略 8 校長は、職員が自家用車を運行した後、運転者の状態（顔色、呼吸の臭い、応答の声の調子等）及び検知器の使用により酒気帯びの有無を確認しなければならない。 9 校長は、第4条第10号及び前号による確認結果を、自家用車の公用使用承認及び行程確認簿（兼）公用車運転に係る飲酒状況確認簿（第4号様式）に記載するとともに、その記録を1年間保存しなければならない。 第6条～第10条 略</p>	<p>仁木町立学校職員の自家用車の公用使用に関する取扱要綱 第1条～第3条 略 第4条 略 (1)～(9) 略 (10) 当該職員が運行前8時間以内に飲酒している場合。ただし、8時間以内の飲酒がない場合にあつても、前日又は当日に飲酒があり、飲酒量や飲酒後の経過時間、当該職員の顔色、吐息等から運転に適さないと認められる場合 (11) 略 第5条 略 2～7 略 8 校長は、職員が自家用車を運行した後、運転者の顔色、吐息の異常の有無等を確認しなければならない。 第6条～第10条 略</p>

改正後

改正前

第4号様式 (第5条第5項及び第9項関係)

第4号様式 (第5条第5項 関係)

表4-1 関係事項の公表

自家消費の公用電圧供給及び行燈供給 (表) 公用電圧供給に係る配電設備

区分	用途	用途区分	使用日数	設備容量	設備容量		設備容量		設備容量		備考
					電圧	電圧	電圧	電圧			
表4-1					電圧	電圧	電圧	電圧	電圧		
			月 日 時~								
			月 日 時~								
			月 日 時~								
			月 日 時~								
			月 日 時~								
			月 日 時~								
			月 日 時~								
			月 日 時~								

(注) 1 関係事項の公表は、以下のとおりとする。
 2 表4-1の用途区分は、表4-1の用途区分に該当する場合は、表4-1の用途区分に該当するものとする。
 (注) 表4-1の用途区分は、表4-1の用途区分に該当するものとする。
 3 表4-1の用途区分は、表4-1の用途区分に該当するものとする。

表4-2 関係事項の公表

自家消費の公用電圧供給及び行燈供給 (表) 公用電圧供給に係る配電設備

区分	用途	用途区分	使用日数	設備容量	設備容量		設備容量		設備容量		備考
					電圧	電圧	電圧	電圧			
表4-2					電圧	電圧	電圧	電圧	電圧		
			月 日 時~								
			月 日 時~								
			月 日 時~								
			月 日 時~								
			月 日 時~								
			月 日 時~								
			月 日 時~								
			月 日 時~								

(注) 1 関係事項の公表は、以下のとおりとする。
 2 表4-2の用途区分は、表4-2の用途区分に該当する場合は、表4-2の用途区分に該当するものとする。
 (注) 表4-2の用途区分は、表4-2の用途区分に該当するものとする。
 3 表4-2の用途区分は、表4-2の用途区分に該当するものとする。

(備考)
 関係事項の公表は、以下のとおりとする。
 (注) 表4-1の用途区分は、表4-1の用途区分に該当するものとする。
 (注) 表4-2の用途区分は、表4-2の用途区分に該当するものとする。

(備考)
 関係事項の公表は、以下のとおりとする。
 (注) 表4-2の用途区分は、表4-2の用途区分に該当するものとする。
 (注) 表4-1の用途区分は、表4-1の用途区分に該当するものとする。

附 則
この要綱は、公布の日から施行する。

自家用車の公用使用承認及び行程確認簿(兼)公用車運転に係る飲酒状況確認簿

校長 承認印	用務	用務先	使用日時	使用者署名 同乗者署名	走行距離		備考 (旅行命令 (月日)等)	校長確認欄						備考
					走行前距離 旅行命令権者 確認印	走行後距離 走行距離		運行前		運行後				
			月 日 時から 月 日 時まで					検知器及び目視 等により確認した 酒気帯びの有無	運転の 可否	確認日時	印	検知器及び目視 等により確認した 酒気帯びの有無		
			月 日 時から 月 日 時まで					有	無	月 日 時 分		有	無	
			月 日 時から 月 日 時まで					有	無	月 日 時 分		有	無	
			月 日 時から 月 日 時まで					有	無	月 日 時 分		有	無	
			月 日 時から 月 日 時まで					有	無	月 日 時 分		有	無	

〈備考〉

※本確認簿への及び確認は、必ず運行の直前及び運行後に実施すること。
(校長が不在の場合は、他の管理小区員が確認すること。)

- (注)1 用務先が複数になる場合は、各々記載すること。
2 「走行前距離」及び「走行後距離・走行距離」の欄は、北海道道路キロ路程等により路程を計算しがたく、実測による旅費を支給する場合には記載すること。
なお、走行距離の確認は、当該距離が用務に応じたものであることを確認の上、行うこと。
3 備考欄には、旅行命令(月日)等に関わる場合に記載すること。

日程第 7

議案第 2 号

令和 6 年度全国学力・学習状況調査に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 3 条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和 6 年 1 月 1 5 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

(写)

5 文科教第 1356 号
令和 5 年 12 月 21 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項 殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官
藤原 章夫

令和 6 年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

この度、文部科学省において、令和 6 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

実施要領においては、令和 5 年度の調査に関する実施要領から、以下の点について規定するなどの変更をしております。

- ・児童生徒質問調査について、全ての学校において端末を活用したオンライン方式により実施すること
- ・令和 3 年度の調査以来の「経年変化分析調査」及び「保護者に対する調査」を、冊子を用いた筆記方式と、端末を活用したオンライン方式を併用して実施すること

各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の

認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人の長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和5年12月21日
文部科学省

I. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

II. 調査の名称

令和6年度全国学力・学習状況調査

III. 調査の構成

本体調査に加えて、経年変化分析調査及び保護者に対する調査を実施する。

IV. 本体調査

1. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

2. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、原則全ての児童生徒を対象に、児童生徒の活用するICT端末を用いたオンラインによる回答方式で実施する。

(2) 学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

3. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和6年4月18日木曜日（以下「調査日」という。）とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査は、調査日に実施し、調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。

(イ) 児童質問調査は、4月10日水曜日から4月30日火曜日までの間で、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査は、調査日に実施し調査時間は、国語、数学それぞれ50分とする。

(イ) 生徒質問調査は、4月10日水曜日から4月30日火曜日までの間で、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校質問調査

令和6年4月に実施する。

(3) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

4. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、

学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。

- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

5. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学にかかる問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等。

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相

関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

（ア）国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

（イ）都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（ウ）都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（エ）指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（オ）地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化处理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

（ア）都道府県教育委員会

① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況

② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

③ 当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

（イ）市町村教育委員会

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（ウ）学校

① 当該学校全体の状況

- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの学習指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

(ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

- ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
- ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表(市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。)を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法(例えば、教育事務所単位の状況の公表等)で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

6. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

7. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

- ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこととする。
- イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
 - (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
 - (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者等を指名し、適切に実施体制を整備すること。
 - (ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。
 - (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
 - (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
 - (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
 - (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）や個人情報の保護に関する条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌19日金曜日以降4月30日火曜日までに実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

① 国語及び数学：それぞれ1単位時間相当

イ 児童生徒質問調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 児童生徒質問調査におけるICT端末を活用したオンラインによる回答

4月10日水曜日以降4月30日火曜日までに実施された児童生徒質問調査は、全体の集計に含めるものとする。また、点字での対応を要する児童生徒のみ、冊子を用いて実施する。

(8) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

(9) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和6年2月下旬から3月上旬頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

V. 経年変化分析調査

1. 調査の目的

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

2. 調査の対象

(1) 文部科学省が調査対象として抽出した、国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 調査の対象としないことを原則とする児童生徒は、IV. 本体調査 1. (2)と同様とする。中学校調査の英語においては、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、「聞くこと」及び「話すこと」に関する問題の対象としないこととすることができる。

3. 調査事項

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析するため、平成25年度、平成28年度及び令和3年度に実施した経年変化分析調査と同様の問題等を用いて、以下の教科に関する調査を実施する。

(1) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

(2) 出題範囲は、IV. 本体調査 2. (1) ア (イ)と同様とする。

(3) 出題形式は、IV. 本体調査 2. (1) ア (ウ)と同様とする。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

4. 調査実施方式

国語、算数・数学、英語「聞くこと」「読むこと」「書くこと」はいずれも、冊子を用いた筆記方式（以下「PBT」 (= Paper Based Testing) という。) もしくは児童生徒が活用するICT端末等を用いた、文部科学省CBTシステム（以下「MEXCBT」という。）によるオンライン方式（以下「CBT」 (= Computer Based Testing) という。）で実施する。また、英語「話すこと」は、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の実施方式に関わらず、全てCBTで実施する。対象校においては、原則PBTもしくはCBTのいずれか一方の方式で実施するが、どちらの方式で実施するかは、文部科学省が指定する。

5. 調査実施日等

(1) 調査実施日（調査の時間割モデルは別紙6）

調査の実施日は、令和6年5月13日月曜日から6月28日金曜日までの期間中、調査の対象となった学校（以下「対象学校」という。）が実施可能な日とする。

ア 小学校調査

対象学校は、国語又は算数のいずれか1教科を40分で実施する。対象教科は、文部科学省から指定する。

イ 中学校調査

対象学校は、国語、数学又は英語のいずれか1教科を実施する。対象教科は文部科学省から指定する。調査時間は、国語及び数学においては、それぞれ45分とする。

英語においては、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は準備時間等を除き、標準的には5～10分程度で終了する設計とする。また、「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声がかえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて1時限の中で実施することを基本とする。

(2) 調査実施に関するスケジュール

別紙7のとおりとする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は、IV. 本体調査 4. と同様とする（調査の実施系統図は別紙8・別紙9）。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17号の規定により、調査の実施は教育委員会の職務権限である。そのため、当該対象学校を設置管理する教育委員会（以下「対象教育委員会」という。）は、調査の実施について、主体性と責任を持って当たることとする。

7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表する。なお、経年変化分析調査は全国的な学力の状況について経年の変化を把握・分析するものであることから、対象教育委員会及び対象学校に対する調査結果の提供は行わない。

(1) 調査結果の公表

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、全国的な状況に関し、具体的問題内容が明らかにならない範囲で、児童生徒の学力に関する経年変化の分析結果等を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

(2) 調査結果の活用

文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データについて、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5) イ (ア) と同様とする。

8. 調査実施に当たっての相談体制

IV. 本体調査 6. と同様とする。

9. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 対象教育委員会及び対象学校において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

IV. 本体調査 7. (2) と同様とする。

(3) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、対象教育委員会及び対象学校の判断により、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

ア 小学校調査 国語又は算数：1 単位時間相当

イ 中学校調査 国語又は数学：1 単位時間相当

外国語：1.3 単位時間相当

(4) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、対象学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、

別室の設定、イヤホンの使用などの配慮を可能とする。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

IV. 本体調査 7. (6)と同様とする。

(6) 調査問題等の公表

文部科学省が公表する調査結果に掲載するものを除き、調査問題等は非公開とする。

(7) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和6年4月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

VI. 保護者に対する調査

1. 調査の目的

家庭状況と学力等の関係について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

2. 調査の対象

経年変化分析調査の対象となる児童生徒の保護者。

3. 調査事項

児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等に関する質問紙調査を実施する。

4. 調査実施方式

経年変化分析調査をPBTで実施する学校の保護者については冊子を用いた筆記方式で、CBTで実施する学校の保護者については、スマートフォン等によるオンライン方式での回答とする。

5. 調査実施日等

調査実施は、令和6年5月13日月曜日から6月28日金曜日までの期間とする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は、V. 経年変化分析調査6.と同様とする。

7. 調査結果の取扱い

(1) 調査結果の公表

文部科学省は、全国的な状況に関し、調査の回答状況の分析結果等を公表する。文部科学

省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

(2) 調査結果の活用

調査結果の貸与については、V. 経年変化分析調査 7. (2) と同様とする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5) イ (ア) と同様とする。

8. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校及び保護者等からの問合せや調査資材の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 対象教育委員会及び対象学校において、保護者の状況等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

IV. 本体調査 7. (2) と同様とする。

(3) 日本語が不自由な保護者に対する配慮

日本語が不自由な保護者については、必要に応じて、ルビ振り調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(4) 外国語による調査が必要な保護者に対する配慮

外国語による調査が必要な保護者については、当該保護者の必要とする言語に応じて、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、英語、韓国語による調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(5) 調査マニュアルの作成・配付

V. 経年変化分析調査9. (7)と同様とする。

調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和6年4月18日(木)

2. 時間割モデル

◆小学校

調査日当日	1時限目	2時限目
	国語 (45分)	算数 (45分)

指定日	
	児童質問調査 (20分程度)

◆中学校

調査日当日	1時限目	2時限目
	国語 (50分)	数学 (50分)

指定日	
	生徒質問調査 (20分程度)

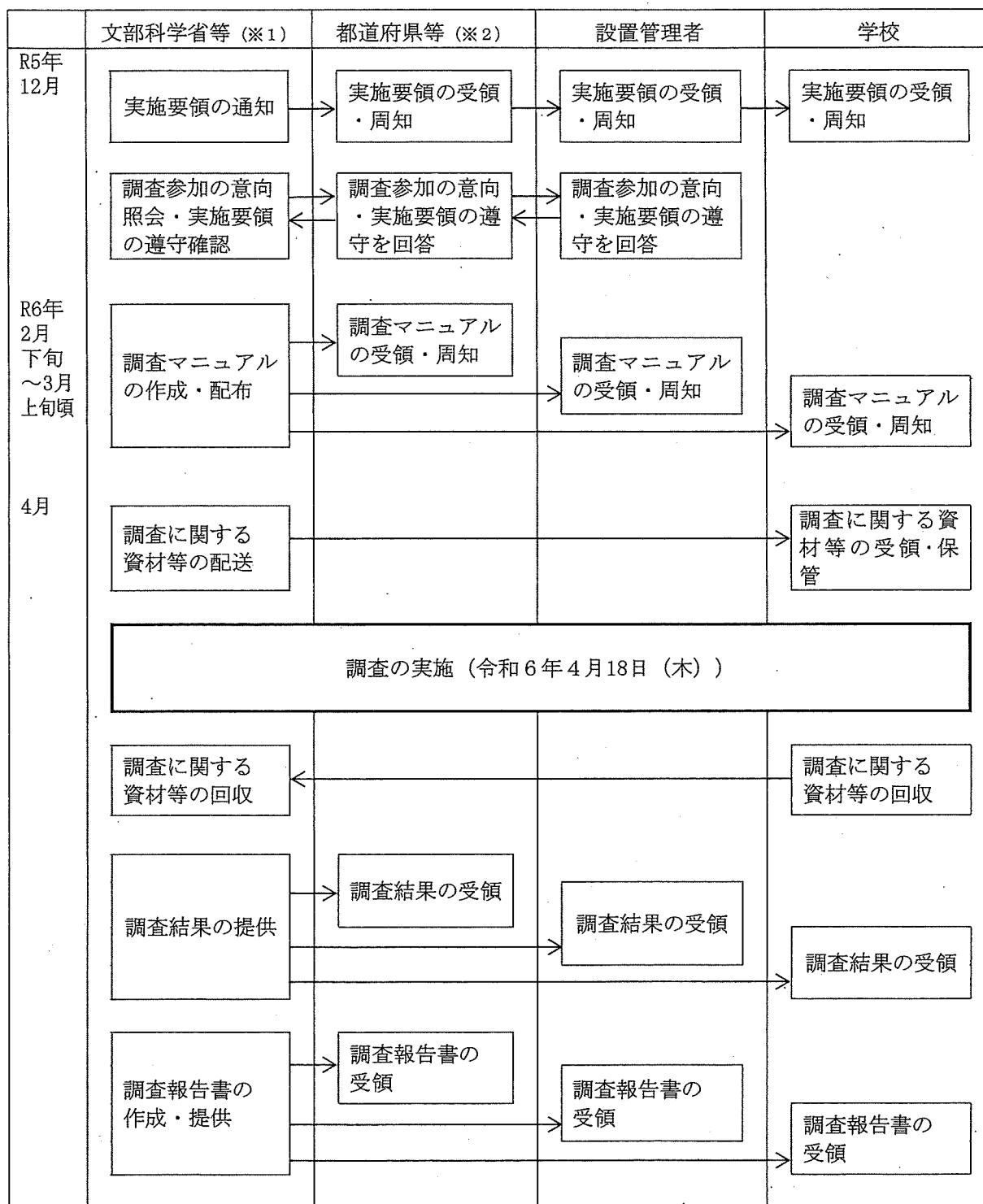
<補足>

※紙面で実施する調査の後日実施は、4月19日(金)から4月30日(火)まで可能である。

※児童生徒質問調査は、児童生徒が活用するICT端末等を用いて、日程を分散の上実施する(実施期間は4月10日(水)～4月30日(火))。

※各教科に関する調査の解答時間終了直後に、調査問題に関する質問調査(2問程度)も実施することとする。

調査の実施に関するスケジュール (予定)

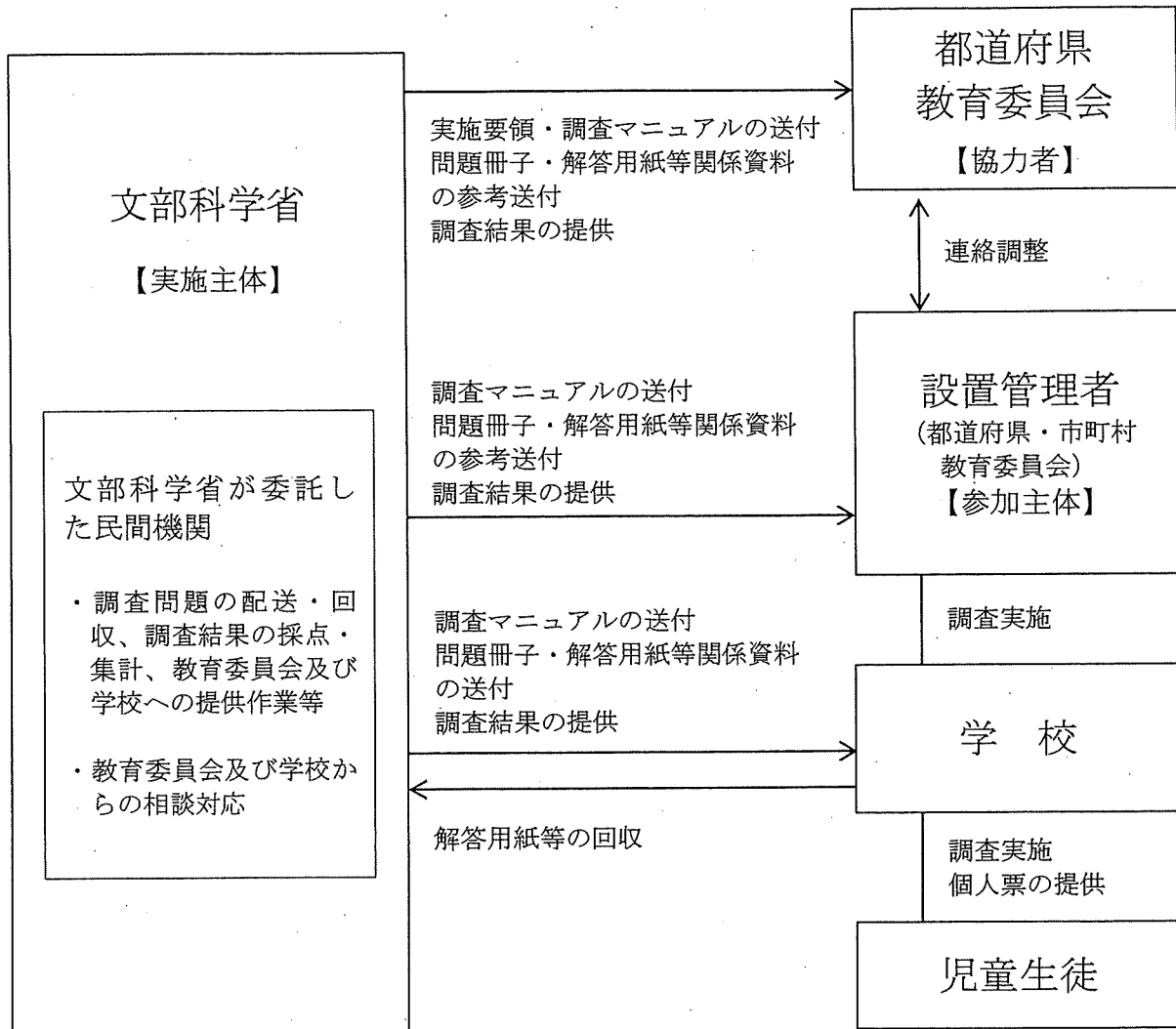


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

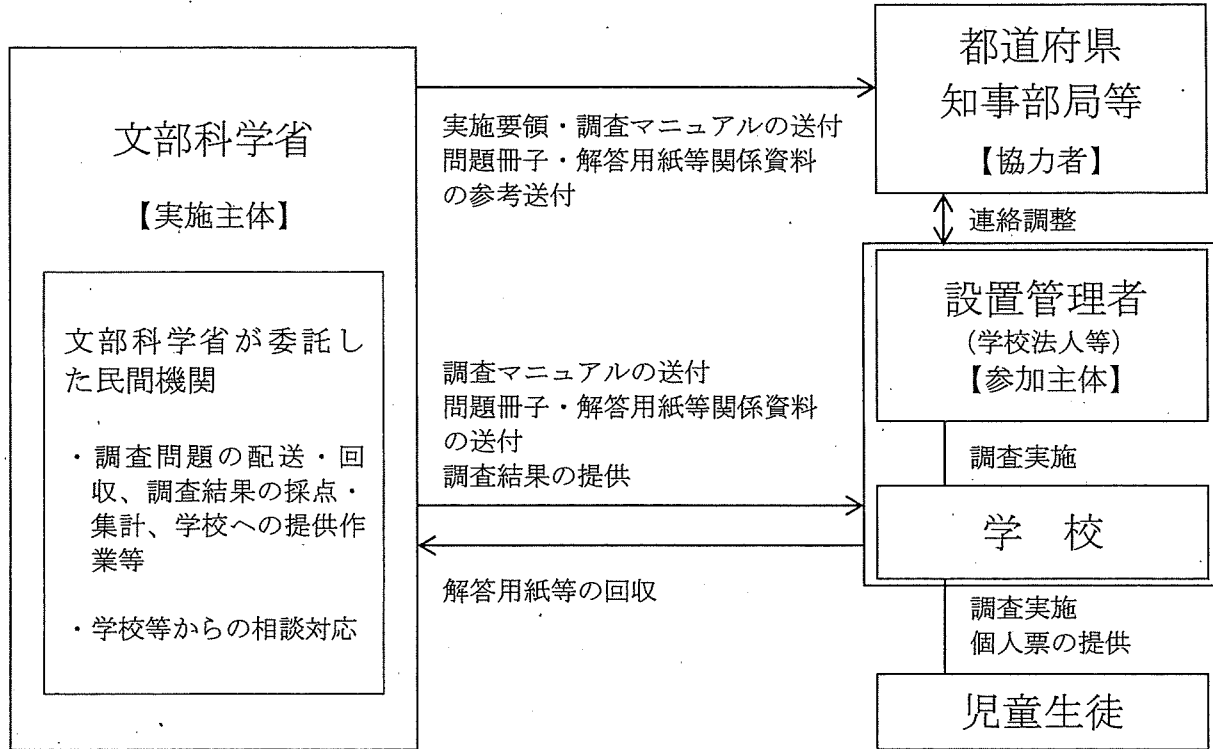
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



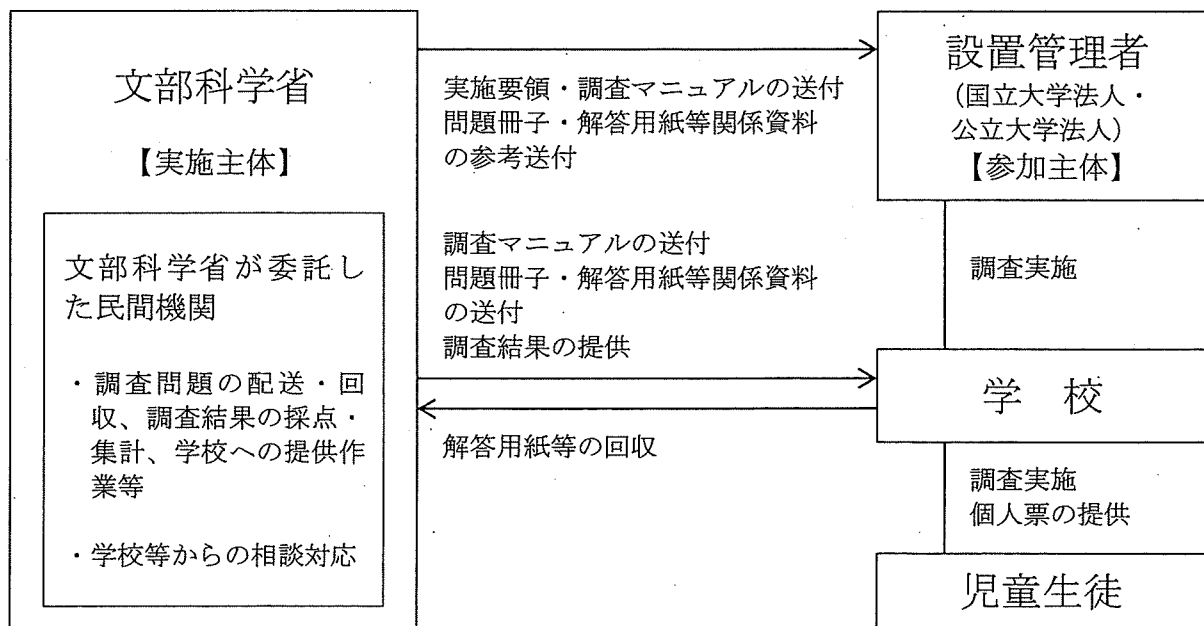
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分					
		5.(2)ア (ア) 国全体 (国・公・私立学校全体の 状況又は国・公・私立学校 別の状況)	5.(2)ア (イ)都道府 県ごと (都道府県教 育委員会及び 市町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)	5.(2)ア (ウ)都道 府県(指定 都市を除く。)ごと (都道府県教 育委員会及び 市町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)	5.(2)ア (エ)指定 都市ごと (指定都市教 育委員会が設 置管理する学 校全体の状 況)	5.(2)ア (オ) 地域の規模 等に応じた まとまりご と (市町村教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況) ※1	
調査結果の内容	5.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数、平均 正答率、中央値、標準偏差等	○	○	○	○	○	
	5.(1)ア (イ) ・右の欄の それぞれを 単位とした 平均正答数 等の分布等 が分かるグ ラフ	①都道府県教育 委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育 委員会(指定 都市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育 委員会	○	-	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
	5.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率 等 ・各教科の設問ごとの解答類 型別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-	
5.(1)イ(ア) ・児童生徒質問調査及び学校 質問調査の回答状況	○	○	○	○	○		
5.(1)イ(イ) ・児童生徒質問調査及び学校 質問調査の回答状況と教科に 関する調査の正答率等との相 関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-		

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

経年変化分析調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和6年5月13日(月)～6月28日(金)の期間中、対象学校が実施可能な日

2. 時間割モデル

◆対象小学校(国語、算数)

実施可能な1時限 (40分)
国語又は算数 (40分)

◆対象中学校(国語、数学)

実施可能な1時限 (45分)
国語又は数学 (45分)

◆対象中学校(英語)

1時限目 (50分)	2時限目 (50分)	3時限目 (50分)	4時限目 (50分)
英語「聞くこと」「読むこと」「書くこと」 (45分)	英語「話すこと」(学校の状況に応じて、分散して実施)		

<補足>

※英語「話すこと」にかかる時間は、準備や移動を含み、標準的には15～20分程度。

※「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて実施することを基本とする。

経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施に関するスケジュール (予定)

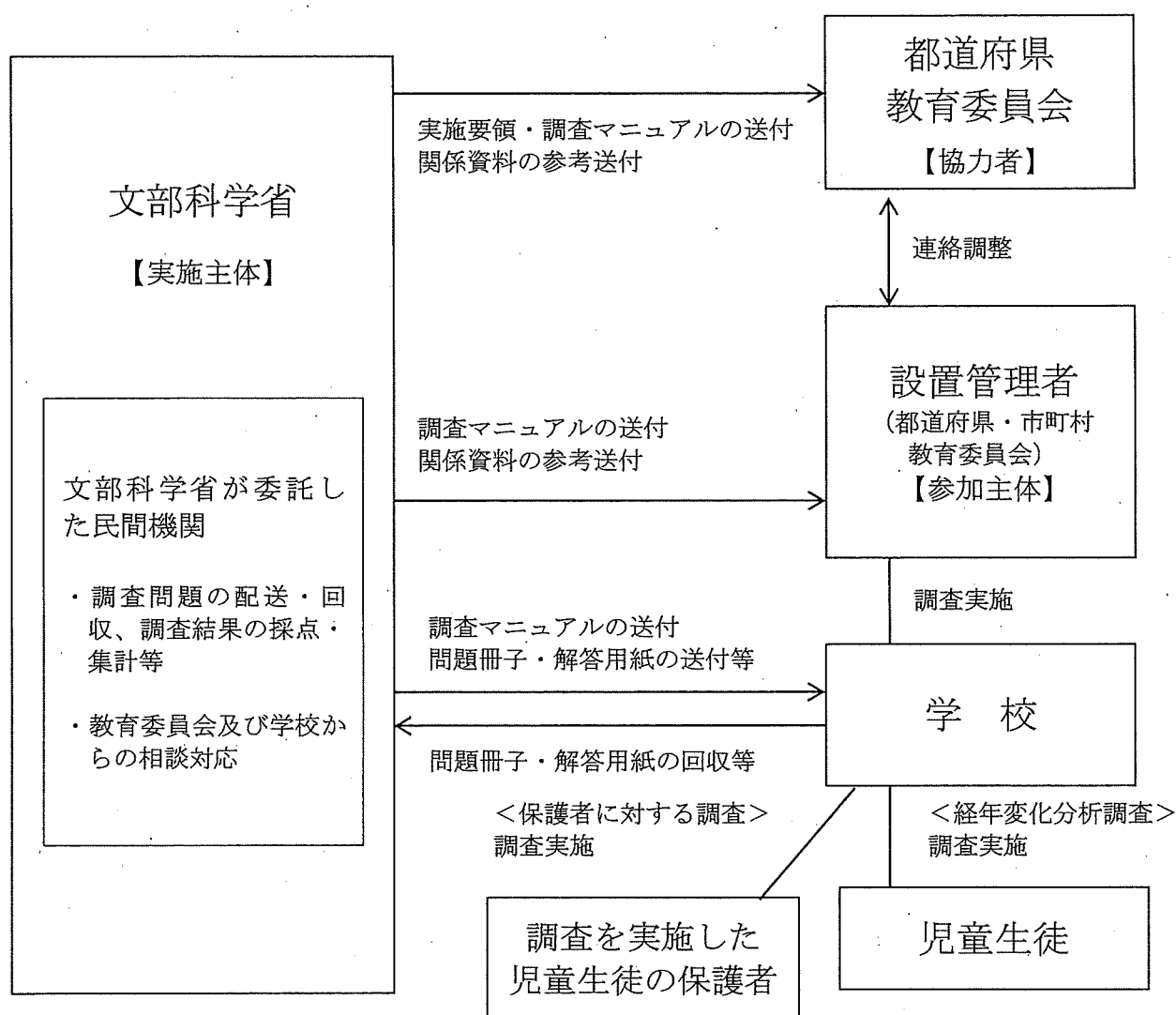
	文部科学省等 (※1)	都道府県等 (※2)	設置管理者	学校
R5年 12月	実施要領の通知	実施要領の受領・周知	実施要領の受領・周知	実施要領の受領・周知
	調査参加の意向照会・実施要領の遵守確認	参加の意向・実施要領の遵守を回答	参加の意向・実施要領の遵守を回答	
R6年 4月	調査マニュアルの作成・配付	調査マニュアルの受領・周知	調査マニュアルの受領・周知	調査マニュアルの受領・周知
	調査に関する資材の配送等			調査に関する資材の受領・保管等
調査の実施 (経年変化分析調査) 令和6年5月13日(月)～6月28日(金)の期間で対象学校が実施可能な日 (保護者に対する調査) 上記期間に保護者に質問紙調査を配付・実施・回収				
	調査に関する資材の回収等			調査に関する資材の回収等
	調査報告書の作成・提供			

※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である政令指定都市教育委員会及び国立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。

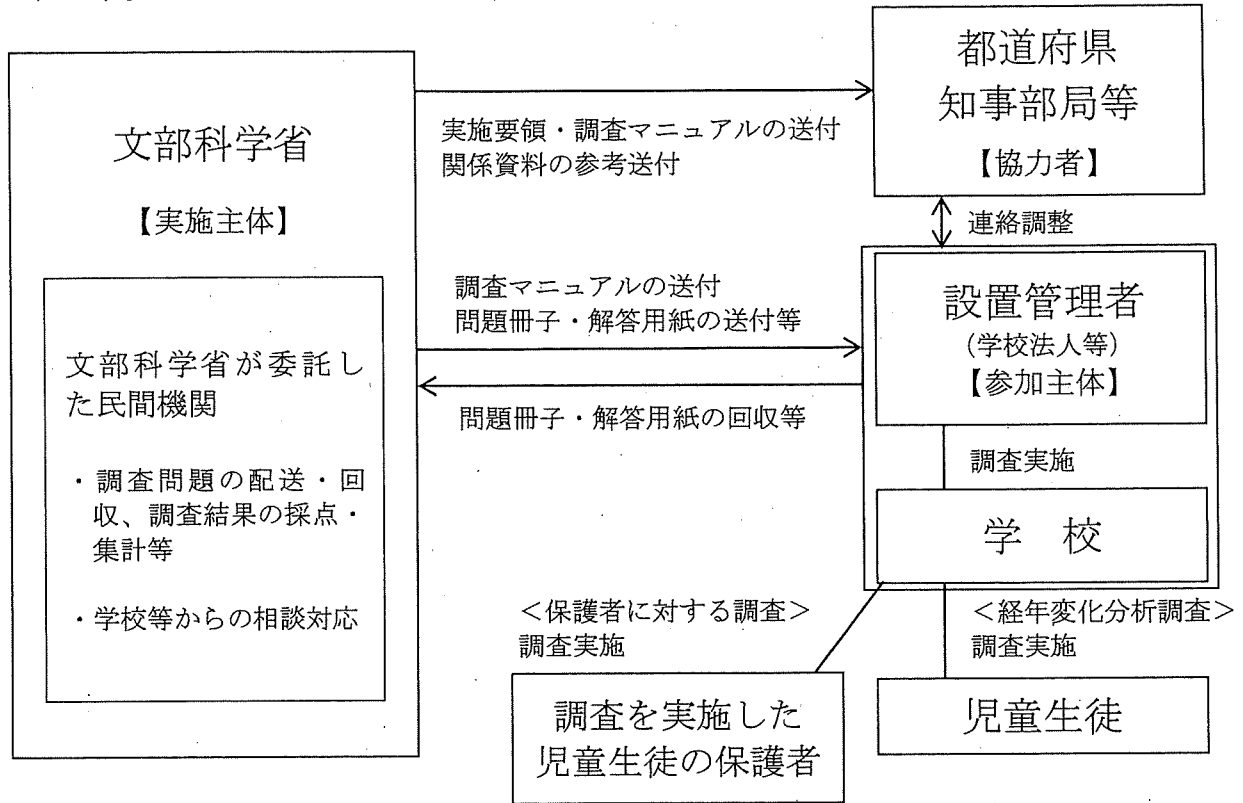
経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図
【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



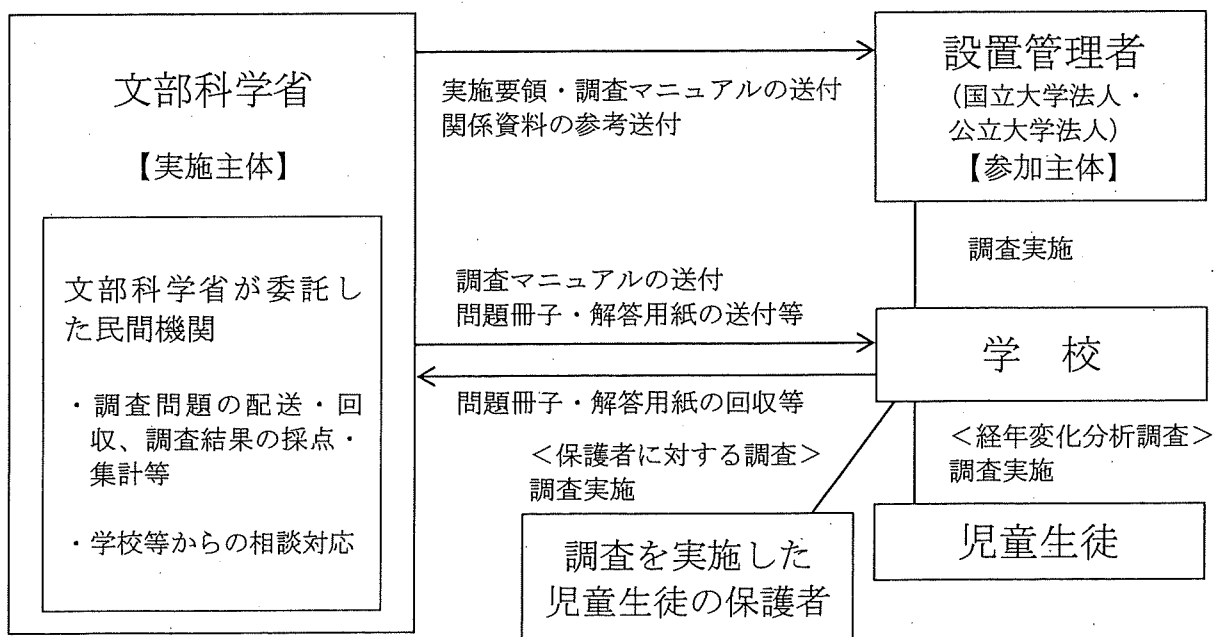
経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



日程第 8

協議案第 1 号

当面する教育諸問題に関する件について

令和6年1月15日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

1 当面する教育諸問題

2 当面する行事日程について

★ 令和6年第2回仁木町教育委員会定例会

2月 日 () : ~ 委員会室

※令和5年・・・2月22日(水) 9:30~11:18

※令和4年・・・2月21日(月) 9:45~11:39

○ 総務経済常任委員会所管事務調査

1月16日(火) 13:00~ 委員会室・現地

○ 銀山地区における新たなコミュニティ拠点づくりに向けたワーキング チーム第1回会議

1月16日(火) 18:00~ 銀山生活改善センター

○ 銀山地区義務教育学校基本設計説明会

1月18日(木) 18:00~ 銀山生活改善センター

○ 定例校長会

1月22日(月) 9:30~ 会議室2

○ 政策調整会議

2月1日(水) 13:00~ 応接室

3 その他

